

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月29日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 ^{※2}	2市6町3村 ^{※2}	—
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ			
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類			
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村		—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
くさそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村		—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村		—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町		—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村		—
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町		—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町		—
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市		—
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市		—
雑穀	大豆	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)	
	ヤママ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
水産物	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東大川ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 ^{※4}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※5}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{※6}
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉町、櫛枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字樓川、原町区馬場字芋篠、原町区片倉字庭津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、楢葉町、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字樓川、原町区馬場字芋篠、原町区片倉字庭津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬、常葉堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、252林班から270林班まで、283林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字樓川、原町区馬場字芋篠、原町区片倉字庭津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班までの一部、2089林班から2091林班までの2095林班から2099林班及び2130林班の区域を除く。)、福島市(福島第一原子力発電所(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び日立子山の区域に限る。)、伊達市(月館町(月館町月館(閑ノ下、松橋川町、向江及び館ノ腰に限る。)に限る。)、旧掛田町(靈山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢、明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町、東深町、西深町及び東田に限る。)、保原町柱田(抜田、平、宮内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大閑(寺脇、清水、清水、松平、久保、櫛原、里ヶ丘、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ヶ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石井村、旧上保原村、旧雪山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧荒川村(荒川及び米限に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木幡村、旧沢尻村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧大田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧木宮町の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※4 アイヌ、アカガレイ、アカシキラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハリ、ウミコロナガエ、エゾシノイマメ、キツネメバチ、クロウシノシタ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スクエドラ、スズキ、ナガツバ、ニベ、ヌマガレイ、バハガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ホウウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタマラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月29日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	ソバ	盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
	コモンカスペ	
水産物	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
その他	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月月末未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
 (平成24年11月29日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月29日現在

福島県		出荷制限
種類	大豆	H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
		H23.11.17～：福島市(旧小林村の区域に限る。)
		H23.11.20～：伊達市(旧小林村及び旧高根町の区域に限る。)
	米（平成23年産）	H23.12.5～：福島市(旧猪苗村の区域に限る。)
		H23.12.8～：二本松市(旧猪苗村の区域に限る。)
		H23.12.9～：伊達市(旧佐久井村及び旧高根村の区域に限る。)
		H23.12.19～：伊達市(旧田代村の区域に限る。)
		H24.1.4～：伊達市(旧木村の区域に限る。)
		福島県広野町、猪苗町、(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村、(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、常葉町福田、常葉町山視並びに市内園芸会福島森林管理署251林班の区域に限る。),、郡家町、(都路町、船引町横道、船引町中山字小室及び字下原沢、常葉町福田、常葉町山視並びに市内園芸会福島森林管理署251林班の区域を除く。),、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字吹越峰、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田畠並びに市内園芸会福島森林管理署2004林班から2087林班まで及び2130林班の区域に限る。),、福島市(成利、小倉寺及び舟合を除く。)、旧平田村、旧麻塚村、旧田野村、旧余目村、旧川崎村、旧佐原村、川町及び旧各谷川村の区域に限る。),、伊達市(月輪町月輪(西ノ下、松橋川原、川向及び原ノ腰)に限る。)、旧猪苗村(月輪町月輪(北、東、西及び新郷)に限る。),、旧猪苗村(月輪町月輪(西ノ下、松橋川原、川向及び原ノ腰)に限る。)及び月輪町御代村(北、東、西及び新郷)に限る。),、旧猪苗村(月輪町月輪(西ノ下、松橋川原、川向及び原ノ腰)に限る。)、旧石戸村、山上保原村、旧豊山村、旧手小井村及び旧豊野村(栗川町八幡に限る。)の区域に限る。),、二本松市(旧川尻村(川尻及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木村井村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村(岩代町)及び旧木田村(東和町)の区域に限る。),、宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧宮市村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鶴合村の区域に限る。)及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
殺類	米（平成24年産）	H24.4.5～：福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。),、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、常葉町福田、常葉町山視並びに市内園芸会福島森林管理署251林班の区域に限る。),、郡家町、(都路町、船引町横道、船引町中山字小室及び字下原沢、常葉町福田、常葉町山視並びに市内園芸会福島森林管理署251林班の区域を除く。),、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字吹越峰、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田畠並びに市内園芸会福島森林管理署2004林班から2087林班まで及び2130林班の区域に限る。),、福島市(成利、小倉寺及び舟合を除く。)、旧平田村、旧麻塚村、旧田野村、旧余目村、旧川崎村、旧佐原村、川町及び旧各谷川村の区域に限る。),、伊達市(月輪町月輪(西ノ下、松橋川原、川向及び原ノ腰)に限る。)、旧猪苗村(月輪町月輪(北、東、西及び新郷)に限る。),、旧猪苗村(月輪町月輪(西ノ下、松橋川原、川向及び原ノ腰)に限る。)及び月輪町御代村(北、東、西及び新郷)に限る。),、旧猪苗村(月輪町月輪(西ノ下、松橋川原、川向及び原ノ腰)に限る。)、旧石戸村、山上保原村、旧豊山村、旧手小井村及び旧豊野村(栗川町八幡に限る。)の区域に限る。),、二本松市(旧川尻村(川尻及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木村井村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村(岩代町)及び旧木田村(東和町)の区域に限る。),、宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧宮市村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鶴合村の区域に限る。)及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.7.26一部解除
		H24.10.25～：須賀川市(旧西森村の区域に限る。)。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.5～：大玉村(旧玉井村の区域に限る。)。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.8～：郡山市(旧富久山町の区域に限る。)。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.11～：福島市(旧平鹿村の区域に限る。)。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.14～：三春町(旧沢石村の区域に限る。)。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.26～：福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.28～：いわき市(旧山田村の区域に限る。)
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.1.22解除：全般
		H23.8.6～：牧元瀬、猪原瀬及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(猪川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.17～：真野川(支流を含む。)
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
		H24.3.29～：大田川(支流を含む。)
		H24.4.5～：鏡川(支流に限る。)
		H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)及び日鳴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)
		H24.6.7～：福島県内の久慈川(支流を含む。)
		H23.6.17～：真野川(支流を含む。)
	ウグイ	H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
		H24.3.29～：牧元瀬、猪原瀬及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(猪川との合流点から上流部分に限る。)
		H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)及び日鳴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)
		H24.5.24～：福島県内の只見川のうち猪苗ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)
		H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。)
	ウナギ	H24.6.22～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)
		H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。)
		H24.4.12～：鏡川(支流に限る。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.24～：秋元瀬、小野川湖及び猪原瀬並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(猪川との合流地点から上流部分に限る。)並びに日鳴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)
		H24.5.31～H24.9.19解除：館岩川(支流を含む。)
	コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元瀬、小野川湖及び猪原瀬並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(猪川との合流点から上流部分に限る。)
		H24.6.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元瀬、小野川湖及び猪原瀬並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(猪川との合流点から上流部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。)
		H24.6.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
アソベ	アソベ(稚魚を除く。)	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた沿岸
アシカ	アカガレイ	H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた沿岸
	アシカ(稚魚を除く。)	H24.7.26～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた沿岸
	ホシザメ	H24.8.23～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた沿岸
クジラ	シロアザラクサ	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内町、喜多方市、飯舘村
	クジラ(稚魚を除く。)	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木古内町、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
		H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平成町
	クジラの肉	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、木古内町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳本町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐梯坂村
	クジラの肉	H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳本町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐梯坂村
	クジラの肉	H24.11.13～：全般

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年11月29日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、南上市	
水産物 マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東津浦村尻崎灯台と北海岸館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北道えりも灯台と標夜岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限
たけのこ 原木(りげき)(露地栽培)	H24.5.31～：一関市、奥州市 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：能代市、住田町	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.20～：大船渡市 H24.4.25～：一関市、能石町、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.10～：花巻市、北上市、平泉町、金ケ崎町、山田町 H24.5.10～：	
野菜類 原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、能石町 H24.10.23～：能代市、住田町 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.11～：一関市、能石町、平泉町 H24.4.18～：奥州市 H24.4.19～：大船渡市、金ケ崎町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：能石町 H24.5.15～：能石町 H24.5.18～：住田町	
せり(野生のものに限る。)	H24.5.18～：奥州市、花巻市 H24.5.19～：一関市、奥州市 H24.5.19～：住田町	
せんまい	H24.5.18～：奥州市、花巻市 H24.5.19～：住田町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～：奥州市、能石町 H24.5.18～：奥州市、花巻市	
穀類 ソバ	H24.11.13～：盛岡市(田洪沢村の区域に限る。)、一関市(田大里町の区域に限る。)	
スズキ クロダイ	H24.11.6～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 マダラ(養殖を除く。)	H24.5.2～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ウツボ	H24.5.8～：能代市(支流を含む。)、美神川内の上流川のうち十日田ダムの下流(支流を含む。ただし、石柄根ダムの上流、石淵ダムの上流、八幡ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田子の川の上流。支流を含む。支流の上流を含む。)、豊浦川(支流を含む。)	
牛の肉 肉 グラムの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H23.6.1～：全境(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.8.2～：全境(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.9.10～：全境 H24.7.28～：全境 H24.10.22～：全境	
宮城県		出荷制限
たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.8.29～：栗原市 H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.5.9～：栗原市 H24.4.10～：仙台市、南三陸町 H24.4.11～：仙台市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：栗原市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、猪苗町 H24.5.1～：仙台市、大和町、喜多方市 H24.5.9～：色麻郡 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大河原町 キノコ類(野生のものに限る。)	
野菜類 原木しいたけ(露地栽培)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加茂町 H24.5.7～：仙台市 H24.5.7～：栗原市、栗原市 H24.5.8～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：仙台市、七ヶ宿町 H24.5.17～：大河原町	
穀類 ソバ	H24.11.16～：栗原市(田金成村の区域に限る。)	
クロダイ	H24.8.28～：宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた両市仙台市仙石原山島大高潮時海岸線で囲まれた範囲	
スズキ	H24.11.6～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた両市仙台市仙石原山島大高潮時海岸線で囲まれた範囲	
ヒラメ	H24.4.12～：仙台市 H24.10.25～：宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた両市仙台市仙石原山島大高潮時海岸線で囲まれた範囲	
水産物 マダラ	H24.8.3～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた両市仙台市仙石原山島大高潮時海岸線で囲まれた範囲	
ヒガングフ	H24.5.2～H24.8.30解除：マグロ(1尾の量)、キログラム(半身のもの)の量	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.5.18～：宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた両市仙台市仙石原山島大高潮時海岸線で囲まれた範囲	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～：大崎川の大高ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の萩原大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三浪川のうち荒浜ダムの上流(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)及び仙川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)及び利根川のうち荒浜ダムの上流(支流を含む。) H24.6.29～：江合川のうち荒浜ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうち荒浜ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～：一浪川のうち荒浜ダムの上流(支流を含む。)及び石井川のうち荒浜ダムの上流(支流を含む。)	
ウツボ	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H24.5.18～：全境(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
牛の肉 肉 ヒガングフ	H23.8.2～：全境(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.5.22～：角田市、栗原市、山元町 H24.6.25～：全境(上記地域を除く。) H24.6.25～：全境	
クマの肉	H24.8.25～：全境	
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.8.10～：全境	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除：全県	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市	
カラセリ ハゼリ	H23.3.21～4.17解除：全県	
野菜類 タケノコ	H24.4.1～：北茨城市、東茨城郡、茨城郡、猿島郡、猿島郡、利根郡 H24.4.12～：石岡市、猿島郡、東茨城郡、安房郡、猿島郡、利根郡 H24.4.19～：ひたちなか市、猿島郡、利根郡 H24.4.28～：北茨城市、大洗町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H24.4.4～：猿島郡、守寄町、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、猿島郡	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、猿島郡 H23.11.10～：��城町	
こあぶら	H24.3.4～：日立市(宮城県内(他のものに限る。))	
イガシレイ スズキ シメバル ニベ マダラ	H24.7.5～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた範囲 H24.4.17～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた範囲 H24.4.13～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた範囲 H24.4.17～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた範囲 H24.11.9～：最大高潮時海岸線上沿岸能石両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた範囲	
水産物 ヒラメ	H24.4.17～H24.8.30解除：北緯38度38分の線(我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた範囲)	
コニカルスペ	H24.6.1～：最大高潮時海岸線上福島宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた範囲	
アメカラマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～：霞ヶ浦、名張川及び利根川及びこれらにこれらに通じる河川(流入する河川及び利根川)及び利根川(利根川)及び利根川(利根川)の流域(利根川を除く。)	
ギンノツ ツブテ	H24.4.7～：霞ヶ浦、名張川及び利根川及びこれらにこれらに通じる河川(流入する河川及び利根川)及び利根川(利根川)及び利根川(利根川)の流域(利根川を除く。)	
肉 イノシシの肉	H23.12.2～：全境 H23.12.21～：部解禁：(他の他のものに限る。)検査方針に基づき管理されるイノシシの肉(除く。)	
茶	H23.6.2～：以下地図見付 H23.6.2～10.18解除：古河市、宇都宮市、坂東市、八千代市、境町 H23.6.2～H24.4.5解除：大字町 H23.6.2～H24.3.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.3.30解除：石岡市、那珂郡、猿島郡 H23.6.2～H24.2.24解除：猿島郡 H23.6.2～H24.2.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.2.24解除：日立市 H23.6.2～H24.10.30解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つば市	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月29日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 天栄市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.22～: 大田原市 H24.10.5～: 那須塩原市 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.4.5.2～: 那須塩原市、那須町 H24.4.8～: 天栄市 H24.4.15～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 天栄市 H24.6.21～: 那須塩原市、那須町 H24.6.28～: 天栄市、那須町 H24.7.5～: 天栄市、那須町 H24.7.12～: 天栄市、那須町 H24.7.19～: 天栄市、那須町 H24.8.26～: 天栄市、那須町 H24.9.2～: 天栄市、那須町 H24.9.9～: 天栄市、那須町 H24.9.16～: 天栄市、那須町 H24.9.23～: 天栄市、那須町 H24.9.30～: 天栄市、那須町 H24.10.7～: 天栄市、那須町 H24.10.14～: 天栄市、那須町 H24.10.21～: 天栄市、那須町 H24.10.28～: 天栄市、那須町 H24.11.4～: 天栄市、那須町 H24.11.11～: 天栄市、那須町 H24.11.18～: 天栄市、那須町 H24.11.25～: 天栄市、那須町 H24.12.2～: 天栄市、那須町 H24.12.9～: 天栄市、那須町 H24.12.16～: 天栄市、那須町 H24.12.23～: 天栄市、那須町 H24.12.30～: 天栄市、那須町 タケノコ	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.10～: 天栄市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.19～: 那須塩原市、大宇原町 H24.5.12～: 天栄市、那須町 H24.5.19～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.8～: 壬生町 H24.11.39～: 日光市 H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.11.5～: 栃木市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.7～: 那須町 H24.11.8～: 鹿沼市、日光市 H24.10.18～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.9～: 壬生町 H24.11.16～: 那珂川町 H24.11.19～: 那須烏山市	
野菜類	くさそでつ(ごこみ)(野生のものに限る。)	H24.6.1～: 大田原市、那須町 H24.6.2～: 那須塩原市 H24.6.3～: 天栄市、那須町 H24.6.4～: 大田原市、那須町、塙谷町、那須町(野生のものに限る。) H24.6.5～: 那須塩原市、大田原市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.6.6～: 鹿沼市、日光市、那須塩原市、那須町、芳賀町(野生のものに限る。) H24.6.15～: さくら市(野生のものに限る。)
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.6.1～: 大田原市、那須町 H24.6.2～: 那須塩原市 H24.6.3～: 天栄市、那須町 H24.6.4～: 大田原市、那須町、芳賀町(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14～: 半田原市、日光市 H24.5.19～: 那須塩原市 H24.6.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須塩原市 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.3～: 天栄市、那須町 H24.5.4～: 大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.17～: 大田原市、矢板市	
わらび(野生のものに限る。)	H24.4.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.4.18～: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.4.19～: 那須塩原市、那須町 H24.5.10～: 塙谷町内の鹿糸川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、鹿糸川との合流点から下流の部分に限る。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イグアナ(養殖を除く。)	H24.9.10～: 那須町(支流を含む。) H24.9.10～: 天栄市(支流を含む。)
ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)及び棚木川(支流を含む。)及び棚木川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.2～: 金城	
肉	イシシの肉	H23.8.2～: 金城 H24.6.2～: 鹿沼市、那須町(定められた出荷・検査方針に基づき看理されるイシシの肉を除く。)
シカの肉	H23.12.2～: 金城	
その他	茶	H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.9解除: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.45～: 那須町、竜巣町、織田村 H24.9.52～: 鹿沼市、那須塩原市、高崎市 H24.10.18～: 鹿沼市 H24.10.23～: 高崎市 H24.11.13～: 竜巣町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イグアナ(養殖を除く。)	H24.6.30～: 那須町(支流を含む。) H24.6.30～: 天栄市(支流を含む。)
ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)及び棚木川(支流を含む。)及び棚木川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、鹿糸川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.2～: 金城	
肉	イシシの肉	H23.8.2～: 金城 H24.6.2～: 鹿沼市、那須町(定められた出荷・検査方針に基づき看理されるイシシの肉を除く。)
シカの肉	H23.12.2～: 金城	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 那須町、那須町 H24.10.23～: ときがわ町 H24.11.5～: 鹿沼町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
ショウギク、チングンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
バセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セルリー	H24.4.5～: 那須町、木更津市 H24.4.8～: 那須町、栗原 H24.4.11～: 那須町、白石市、八代市 H24.4.15～: 那須町、栗原 H24.4.18～: 鹿沼市	
タケノコ	H23.10.11～: 那須町、鹿沼市 H23.11.18～: 鹿沼市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.6.14～: 香取市 H24.5.19～: 山武市 H24.6.14～: 鹿沼市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.14～: 那須町	
水産物	ギンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イシシの肉	H24.11.5～: 金城
その他	茶	H23.8.2～: 成田市 H23.8.2～: 9.7解除: 大網白里町、勝浦市 H23.7.4～H24.2.1解除: 勝浦市 H23.8.2～H24.9.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.3.28解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.8.2～10.26解除: 相模原市 H23.8.27～10.26解除: 中郡市 H23.8.2～11.10解除: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19解除: 逗子市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び東島瀬村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 長井沢町、御代町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町

*[]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品安全に関する取制限の指示の実績：平成24年11月29日現在

福島県	掛取制限
	H23.3.23～下記の地域以外
野菜 非特异性葉菜類(ドウレーンソウ、コマツナ等)	<p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、糸魚川町、中島村、飯川村、中島村、西郷村、泉崎村、鳴鹿町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、商會津町、北塩原村、原町区高倉字助常、原町区高倉字坂井、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松峰、原町区高倉字古木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五台山、原町区高倉字柳川、原町区高倉字柳川</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、商會津町、北塩原村、原町区高倉字助常、原町区高倉字坂井、原町区高倉字坂井、原町区高倉字五台山、原町区高倉字柳川、原町区高倉字柳川</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、猪苗代町、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、田村市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p>
	H23.3.23～下記の地域以外
野菜 結球性葉菜類(キャベツ等)	<p>H23.3.23～4.21解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚原町、西郷村、泉崎村、鳴鹿町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、商會津町、北塩原村、原町区高倉字助常、原町区高倉字坂井、原町区高倉字五台山、原町区高倉字柳川、原町区高倉字柳川</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、及び大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
	H23.3.23～下記の地域以外
野菜 アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～4.21解除：白河市、矢吹町、棚倉町、糸魚川町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除：金津若松市、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、棚原町、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、及び大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
原木(いたけ)(露地)	H23.4.13～：飯館町
	H23.5.6～：福島市(※被爆断面に属する野生キノコに限る。)
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物 イカ(アコ)の稚魚 ヤマメ(養殖のもの)に限る。)	<p>H23.4.20～全域 H24.6.22解除：</p> <p>H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</p>
肉 イノシシの肉	<p>H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、楢葉町、楢生町、川内村、葛生村、飯館村</p> <p>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※ ----- の書籍は該取制限の対象